

新潟市HAPPYターンサポーター設置要綱

(設置)

第1条 市長は、本市への移住・定住の促進を図るため、市外から本市への移住・定住希望者（以下「移住希望者」という。）の受入体制の整備及び強化並びに本市に移住した者（以下「移住者」という。）の本市での生活をサポートすることを目的として、新潟市HAPPYターンサポーター（以下「サポーター」という。）を設置する。

(活動内容等)

第2条 サポーターは、本市への移住・定住の促進に結び付く、次に掲げる活動のいずれかを実施するものとする。

- (1) 市外からの移住・定住を促進するために必要な情報を、移住希望者並びに移住者に発信すること。
- (2) 移住体験ツアーや移住セミナーなど移住・定住施策への積極的な参加・協力をする事と。
- (3) 移住者のネットワーク構築に関するイベント等に参画または参加・協力をする事と。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な活動を実施すること。

2 サポーターの活動に対する報酬は、無報酬とする。

(対象者)

第3条 サポーターは、市内在住者に限らず、第1条の目的に賛同した者とする。

(サポーターの登録申請等)

第4条 サポーターへの登録を希望する者は、市長に新潟市HAPPYターンサポーター登録申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請のあった者のうちから、サポーターとして登録したときは、当該サポーターに新潟市HAPPYターンサポーター登録通知書（様式第2号）により通知し、登録証（様式第3号）を交付する。

3 サポーターは、氏名や住所等に変更があった場合、新潟市HAPPYターンサポーター登録変更届出書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

4 サポーターは、登録を辞退する場合は、新潟市HAPPYターンサポーター登録辞退届出書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

5 市長は、サポーターについて、法令等に違反する行為が認められた場合は、その指定を取り消すことができるものとする。

(庶務)

第5条 サポーターの活動に対する支援及び庶務を行うため、新潟市地域・魅力創造部新潟暮らし奨励課に事務局を設置する。

(守秘義務)

第6条 サポーターは、この要綱に基づく活動において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、サポーターを退いた後も同様とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年6月24日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年12月13日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の新潟市HAPPYターンサポーター設置要綱第4条第2項の規定により交付されている認定証は、改正後の新潟市HAPPYターンサポーター設置要綱第4条第2項の規定により交付された登録証とみなす。